

意見募集案件	公園占用料等の見直しに伴う都市公園条例の一部改正について
担当課	建設部都市整備課 電話 011-372-3311 内線 697

意見募集期間	平成 24 年 12 月 1 日(土)から平成 25 年 1 月 7 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(都市整備課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 12 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 建設部都市整備課 郵便番号 061-1192 (住所不要) (住所:北広島市中央4丁目2番地1) 電話 011-372-3311 内線 697 ファクシミリ 011-372-0840 電子メールアドレス: toshis@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 25 年 2 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 平成 24 年 4 月に道路占用料の見直しを行ったことから、北広島市都市公園占用料及び行為許可使用料(有料公園施設を除く。)の改正を行います。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイルのとおり (3) その案の根拠となる法令等 都市公園法、北広島市道路占用料徴収条例、北広島市行政財産使用料条例 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市民生活への直接の影響はないと思われませんが、都市公園を占用又は許可を要する行為をする方への負担が増減します。
対象となる政策等 の原案	
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 北広島市議会 平成 25 年第 1 回定例会に提案し、平成 25 年 4 月 1 日施行予定